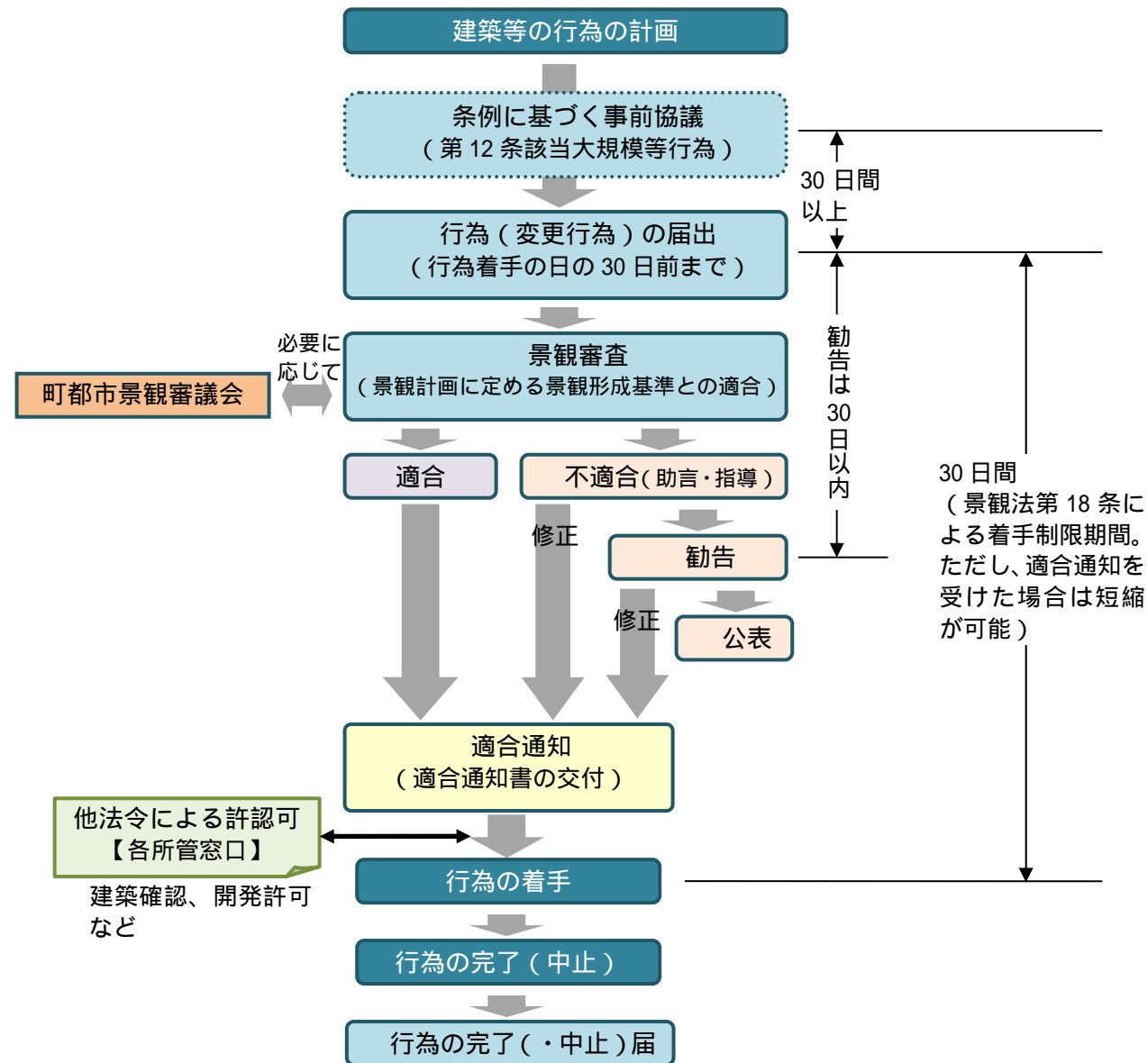


景観法に基づく届出・審査等の流れ

1 手続きフロー



罰則【景観法第102条】
 ・届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合 30万円以下の罰則

2 事前協議、届出、審査等

事前協議 条例第12条該当行為の場合

景観条例第12条に該当するものは、の届出の30日前までの事前協議が必要です。協議資料は、届出行為の内容がわかる書類を提出してください。

行為(変更行為)の届出

届出は、行為又は変更行為着手の日の30日前までに行う必要があります。

- 提出書類 正・副各1部
- ・委任状(必要に応じて)
 - ・行為届出書、基準適合チェックシート
 - ・規則別表第1に掲げる図書

<変更の場合>

- ・委任状(必要に応じて)
- ・変更行為届出書、基準適合チェックシート
- ・規則別表第1に掲げる図書で変更の内容がわかるもの

国の機関や地方公共団体が行う行為は、届出に代わり通知が必要です。

景観審査

届出行為の内容と景観形成基準との適合の有無について審査します。

助言・指導

届出行為が景観形成基準に適合しない場合は、助言や指導を行います。

勧告・公表

助言・指導の内容が届出行為に反映されない場合は、是正のための勧告を行うことがあります。勧告の内容が反映されない場合は、氏名・住所・勧告内容等の公表を行うことがあります。

適合通知

届出行為が景観形成基準に適合すると認める場合は、適合通知書を交付します。このとき、行為制限の期間が通知書に指定する期日までに短縮されます。

建築確認、開発許可など他法令の許認可等が必要なものは、別途手続きが必要です。

行為完了(中止)の届出

届出行為を完了又は中止した場合は、速やかに届出をしてください。

- 提出書類 1部
- <完了の場合>
 - ・行為完了届、規則に定める写真
 - <中止の場合>
 - ・行為中止届